

競争的資金等に係る契約事務等の特例を定める規則

平成27年 3月24日 26規則第 8号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人地震予知総合研究振興会(以下「研究振興会」という。)における競争的資金等に係る契約事務等の取扱いの特例を定めることを目的とする。

(誓約書等の基準)

第2条 競争的資金等の取扱いに関する規程(19規程第3号。以下「競争的資金等規程」という。)第16条に定める取引業者に誓約書等の提出を求める一定の実績等による基準は、競争的資金等による当該契約の金額が700万円を超えるものであって、当該契約に係る発注者が所属する部局等が発注した契約(電子商取引によるものを除く。)の当該事業年度又は前事業年度における相手方となる業者との契約件数が2件以上あり、かつ、研究振興会と締結した契約の総額が1,300万円を超えるものとする。

(誓約書等の内容)

第3条 前条の誓約書等には次の事項を盛り込むものとする。

(ア) 研究振興会の規程等を遵守し、不正に関与しないこと

(イ) 研究振興会の行う内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること

(ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

(エ) 研究振興会の構成員から不正行為の依頼等があった場合は通報すること

2 前項の誓約書等の提出者は、原則として、契約相手方業者の契約締結権限者とする。

(発注・検収業務)

第4条 発注・検収業務については、原則として、事務を担当する者(以下「事務担当者」という。)が行う。

2 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など(以下「特殊な役務」という。)に関する検収は、成果物(有形の成果物のある場合に限る。)及び完了報告書等の履行が確認できる書類により行うものとする。

3 有形の成果物のない機器の保守・点検などの検収にあたっては、事務担当者が立会い等による現場確認を行うものとする。

(事務担当者による発注等の例外)

第5条 前条第1項の定めにかかわらず、次の第1号に該当するときは研究者が発注業務を、第2号又は第3号に該当するときは研究者が検収業務を行うことができる。

一 店頭における物品購入等であって金額が5万円を超えない契約又は出張時の物品購入等若しくは学会参加登録料の支払等で個人のクレジットカードによる支払以外の方法では著しい不都合が生じる場合の発注

二 特殊な役務に関する検収など、これらに関する専門知識を必要とする検収

三 所外においての検収となる等の事由により事務担当者が検収を行うことが難しい場合の検収

- 2 前項第2号又は第3号の規定に基づき検収業務を行う研究者は、発注者以外の研究者であって、発注者と上下関係を有する同一研究室内・研究グループ内の研究者でない研究者とする。
- 3 特殊な役務に関する検収のうち、当該契約金額が700万円を超え、受注業者が発注者に係る研究室・研究グループのみとしか取引実績がない場合については、発注者と上下関係を有する同一研究室内・研究グループ内の研究者でない発注業務に係る専門的な知識を有する研究者が仕様書、作業工程などの詳細のチェックを行うものとする。

(取引業者の処分方針等)

第6条 競争的資金等による不正な取引に関与した業者に対する処分方針等については、契約事務取扱規則(18規則第2号)第13条から第16条に定めるところによる。

(設備等の管理)

第7条 競争的資金等規程第3条第3項に定める研究振興会が寄付を受け入れる設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)の取得価格等は、取得価格50万円以上かつ耐用年数1年以上の研究員が交付を受けた直接経費により購入した設備等とする。

2 研究員が交付を受けた直接経費により購入したパソコン(設備等に該当しないものであって、耐用年数(取得価格が10万円未満のものについては2分の1の年数(1年に満たない端数は切り捨て、2分の1の年数が2年に満たないものにあっては2年とする。))の範囲内にあるものに限る。以下本項「録画機器」まで同じ。)タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ及び録画機器並びに金券類等の換金性の高い物品については、次の各号に定めるところにより管理を行う。

- 一 当該物品が競争的資金等により取得したものであることをラベル等により表示する。
- 二 当該物品の取得に関する情報、使用者及び使用場所等の記録を事務担当者が保管(金券類にあっては受払いの記録を事務担当者が確認)するとともに、定期的に所在等(金券類にあっては数量)の確認を行う。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年3月24日から施行する。

(設備等の管理に係る規定の適用)

2 第7条各項の規定は、この規則の施行期日以降に取得した設備等又は換金性の高い物品(金券類については施行期日において保有しているものを含む。)から適用する。